



●トピックス(1) ●トラブル事例、ミニ知識・情報など(2～3) ●お知らせ(4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポートする(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



消費者市民社会って!?

あなたならこんなとき、どうする?

sapo之助は、カッコいいシューズをネット通販で見つけ注文したのですが、デザインと色が注文と違う品物が届きました。

う～ん、どうしよう…。



行動しない

注文とは異なるものの、商品は送られてきた。めんどくさいし、仕方がないのであきらめる。



行動する

注文と違う商品が送られてきたなんて、納得できない! 買ったお店に問い合わせる!



お店が
対応しない

お店が対応
原因が究明されて、
再発防止が図られる

あきらめる

あきらめない

消費生活相談窓口相談する
トラブル情報を提供する

・他の消費者への注意喚起
・悪質な事業者への指導・処分



不正な取引、被害が減らない!

- ・改善策が取られない
- ・悪質な事業者が取り締まられない
- ・粗悪な商品やサービスが増える

再発を防止、被害を縮小!

- ・健全な事業者が育つ
- ・良質な商品やサービスが増える
- ・安全安心な社会になる

アタタの行動は、社会を変えるチカラを持っている!

消費者一人ひとりが、消費行動を通じて、社会全体の改善や発展に積極的に参加していく社会を『消費者市民社会』といいます。

災害に便乗した悪質商法にご注意！

今年4月に発生した熊本地震により、被災地では今なお不安な生活が続いています。大きな災害の発生後には、被災地や周辺地域で、災害に便乗した悪質商法の被害が出ます。

相談事例

- 福祉団体や公的機関をかたった「義援金」の募集
- 売上金の一部を被災地への「寄付金」に回すと偽った販売 など

アドバイス

募っている団体等の活動や資金使途をよく確認し、納得したうえで寄付や購入をしましょう。



相談事例

- 被災した場合の不安をあおった「防災グッズ」の強引な販売
- 公的団体・機関をかたった「耐震診断」の勧誘
- 補助金が出ると偽った「耐震化改修」や「瓦の葺き替え」の強要 など

アドバイス

本当に必要か、信頼のおける業者か、適正な価格か、複数の業者を比較するなど、十分に検討しましょう。
また、しっかりした見積書、契約書の発行を求めましょう。



クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売の場合は、契約書面を受け取った日を含む8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件契約解除）ができます。

クーリング・オフの手続きは、最寄りの消費生活センターや相談窓口でサポートします。

架空請求!! 「ギフトカードを購入し番号を教えて」は詐欺!

コンビニ等で販売されている電子マネーカードを悪用した架空請求詐欺（電子マネー詐欺）が増加しています。

コンビニでギフトカードを購入後、カード裏面に記載のID番号を連絡するよう指示されます。ID番号さえ分かれば、誰でもカードの購入額を使うことができます。

相談事例

スマートフォンに「有料動画閲覧履歴あり。本日中に登録解除の連絡なき場合、身辺調査及び債務履行となります。至急ご連絡ください。」というショートメッセージ（SMS）が届いた。

発信者名は「DMM」で、記載番号に電話すると、「〇〇（ネット通販会社）のギフトカードをコンビニで28万円分買って、カードの番号を教えるように」と言われた。指示されたとおりに購入し、番号を伝えた。



アドバイス

有名企業「DMM」をかたり、未払金があるとして金銭の支払いを要求してくる架空請求です。身に覚えのない請求に対しては、支払ってはいけません。一度支払うと請求が続く恐れがあります。電話してもいけません。連絡すると、脅されて個人情報を聞き出され、お金を要求されます。

公的機関をかたる還付金詐欺にご注意!

相談事例

市役所の健康保健課をかたる男性から電話があった。
「保険料の払い戻しが3万円あり、半年ほど前に封書を送っていたが、手続きがされていない。スーパー設置のATMで還付できるので、キャッシュカードと預金通帳を持って、電話の指示に従って操作するように」と言われた。



アドバイス

市役所や県庁などの公的機関が医療費や税金等の還付手続きのために、ATMの操作を指示することは絶対にありません。相手の指示どおりに操作すると、結果的に相手にお金を振り込んでしまいます。

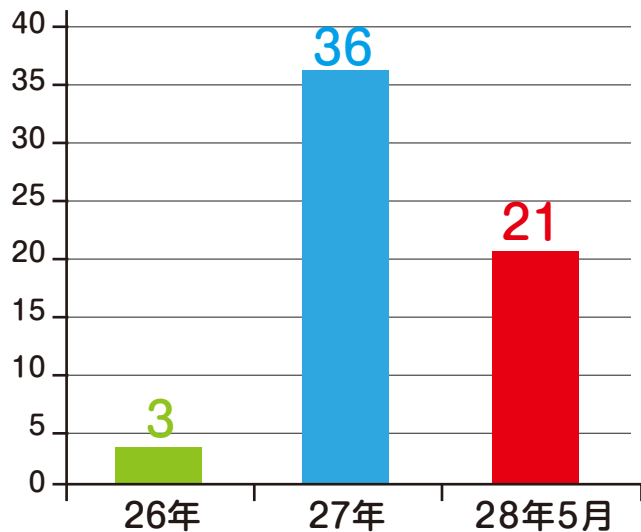
また、口座番号や住所などの個人情報を聞かれても、絶対に教えないでください。

公的機関や類似名称を名乗る不審な電話を受けたら、伝えられた電話番号には連絡せず、代表電話などから担当課に確認しましょう。

還付金等詐欺が急増

【長崎県警察本部の認知件数】

平成26年中 3件
平成27年中 36件 (前年比+33件)
平成28年5月現在
21件 (前年同期比+16件)



「消費生活相談員」の資格取得に挑戦してみませんか?

消費生活相談員資格試験は、平成28年4月1日施行の改正消費者安全法に基づき実施される資格試験です(国家資格)。

年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、誰でも受験できます。

問合せ先

●独立行政法人国民生活センター 資格制度室 ☎03-3443-7855(直通)
(試験の詳細) <http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

●一般財団法人日本産業協会 ☎03-3256-7731(代表)
(試験の詳細) <http://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html>

消費生活支援講座（講師派遣）のご案内

長崎県消費生活センターでは、複雑・多様化する消費生活環境のなかで、自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、講座に講師を派遣します。（無料です）

高齢者見守り講座

対象

民生委員、在宅福祉に従事する方等
（高齢者を支援する団体等が主催する講座）

テーマ

高齢者を狙う悪質商法の実態と対策法

消費生活支援「シニア講座」

対象

主に高齢者
（自治会、高齢者大学等が主催する講座）

テーマ

悪質商法に騙されないために

消費者講座「くらしの安全」

対象

一般消費者
（市町、各種団体等が主催する講座）

テーマ

・知っておきたい！食べ物の知識
（糖分、塩分等の簡易実験もできます）
・洗濯表示が変わります

消費生活支援「ヤング講座」

対象

高校生など社会人となる前の方
（高等学校、PTA等が主催する講座）

テーマ

賢い消費者になるために

- このほか、消費生活に関するご希望のテーマによる「消費生活学習会」へ講師を派遣します。
- 消費生活センター内の講座室での開催も可能です。

**問合せ
申込み**

長崎県消費生活センター TEL.095-895-2320

ホームページ(<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>)「ながさき消費生活館」でも申し込みが可能です。

『くらしの情報』復刊のお知らせ

当センターから消費者トラブルや生活に関する様々な情報をお届けする『くらしの情報』は、平成27年3・4月号「No.330」をもって発行を一旦終了しておりました。

今回、あらためて『くらしの情報 (sapo之助 つうしん)』として、復刊することにいたしました。

今後は4か月毎の発行を予定しておりますので、ご愛読をお願い申し上げます。

「sapo之助」
と仲間たち



消費生活の相談は



188

に電話ねん



消費者ホットライン

局番なし ☎188

最寄りの相談窓口につながります

この情報は県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

ながさき消費生活館

検索



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3

TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

**編集
発行**

長崎県消費生活センター

（長崎県 県民生活部 食品安全・消費生活課）

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階

TEL.095-824-0999 FAX.095-828-1014